

保護者様  
組氏名

めぐみこども園  
園長 山田典子

学校伝染病による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の疾病（○印）にかかっているか、またはその疑いがあります。  
つきましては、学校保健法第12条の規定により、出席停止をしてください。  
なお、病気が治りましたら、下の登校（園）許可証明書に医師に記入してもらい、学校（園）へご提出ください。  
記

種	○印	伝染病名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない)
1		病名 ( )	治癒するまで。
2		インフルエンザ	解熱した後3日を経過するまで。発熱後5日を経過していること。
		百日咳	特有の咳（せき）が消失するまで。
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで。
		風疹	発疹が消失するまで。
		水痘（水疱瘡）	すべての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
3		結核	症状により医師が伝染のおそれがないとみとめるまで。
		コレラ	症状により医師が伝染のおそれがないとみとめるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	その他の伝染病 ( )		

※ 学校保健法12条には、「校長は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

登校（園）許可証明書

学校（園）長様

年 組氏名

(保護者記入)

1 病名を記入または、○で囲んでください。

第一種	病名 ( )
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病 ( )

2 停止期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は伝染する恐れがなくなりましたので、登校（園）しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医師名

印